

第1回 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会会議録

1 開催日

令和元年8月8日(木) 14時00分～14時30分

2 場所

堺市役所 3階 大会議室 第3会議室

3 出席者

会長	堺市長	永藤 英機
副会長	大阪狭山市長	古川 照人
委員	堺市危機管理監	大丸 一
	堺市総務局長	土生 徹
	堺市財政局長	坂本 隆哉
	堺市消防長	松本 文雄
	大阪狭山市防災・防犯推進室長	三井 雅裕
	大阪狭山市政策推進部長	田中 孝
	大阪狭山市総務部長	竹谷 好弘
	大阪狭山市消防長	白水 克文
オブザーバー	大阪府危機管理室消防保安課長	横田 重樹(代理)
その他	堺市職員	12名
	大阪狭山市職員	5名
	一般傍聴者	2名
	報道関係者	1名

4 会長挨拶

【会長：永藤堺市長】

本日は、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会の開催にあたり、古川大阪狭山市長様をはじめ関係者の皆様にお集まりいただきました。

また、オブザーバーとして大阪府危機管理室の消防保安課長様にもご出席いただき、感謝申し上げます。

大阪狭山市では、今後の消防体制のあり方を検討した結果、堺市へ消防事務を委託し、消防力を強化することにより、市民の安全・安心を確保することが最も適切であると判断され、昨年10月に大阪狭山市長から堺市への消防事務委託の協議依頼がありました。

本市といたしましても受託することにより、更なる消防力の強化が図れるものであると考え、両市において具体的に事務委託の課題や効果を検証し、協議することに至ったものです。

両市民の安全・安心のため、ご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

<裏面へ>

5 副会長挨拶

【副会長：古川大阪狭山市長】

まずは、第1回協議会の開催にあたりまして、永藤市長をはじめご尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

先ほどの永藤市長のご挨拶にもありましたが大阪狭山市では、平成29年度に消防体制のあり方について検討を重ねてまいりました。

その中でも大阪湾沿岸から泉北丘陵を抱える広域で多様な消防行政を遂行している、また、経験豊かな堺市の消防と連携することによって、本市の消防力の強化につながり、より市民の安全・安心が確保されるものと考えました。

そしてまた、財政面におきましても、特殊車両や資機材、通信指令センターなどの大きな負担となる消防施設設備の重複投資を避けることも可能になると考えます。

このようなことから、本市としましては、堺市様への消防事務を委託することが最も効果的で効率的であると判断した次第であります。

それをもちまして、昨年10月に、堺市様に対しまして消防事務委託の協議をお願いしたところ、快くお引き受けいただき、本日に至った次第でございます。

重ねてお礼申し上げますとともに、今後堺市とともに、両市域の消防のあり方、消防力の向上を目指して、鋭意協議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

6 委員等紹介

(中略：各委員及びオブザーバーの紹介)

【大阪府危機管理室消防保安課長】

本日は永藤会長の要請がございましたので、オブザーバーとして参加をしております。室長の佐藤が所要のため、私横田が代理で務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、高石市を含めます堺市域と大阪狭山市のエリアは平成30年12月に消防広域化の重点地域に指定しております。

また、3月にとりまとめました消防広域化推進計画の中でもしっかりと位置付けさせていただいております。

大阪府としましては、この会議での協議が円滑に進み、消防の広域化の実現につながりますよう積極的に協力、調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

7 議事：報告事項4件

【事務局：高橋課長補佐】

報告第1号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会規約について、ご説明させていただきます。

(中略：資料内容の説明)

<次頁へ>

本規約は、すでに両市において決裁が完了し、ご承認をいただいているものです。

続きまして、報告第2号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会規約に関する合意書について、ご説明させていただきます。

本合意書は、報告第1号にて説明させていただきました規約内容に合意している証として、作成したものです。

2通作成のうえ、両市にて各1通を保管するものとしております。

続きまして、報告第3号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会会議運営規程について、ご説明させていただきます。

本規程は、規約第7条第6項の規定に基づき、協議会の会議の運営に関し必要な事項について、すでに会長が定めているものでございます。

(中略：資料内容説明)

続きまして、報告第4号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会会議傍聴規程について、ご説明させていただきます。

先ほど報告第3号でご説明させていただきました、会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項としてすでに会長が定めているものでございます。

(中略：資料内容説明)

以上で報告第1号から第4号の説明を終わります。

【会長：永藤堺市長】

ただ今事務局から、報告事項第1号から第4号までの説明がございました。ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、報告事項につきましては以上といたします。

8 議事：協議事項4件

【会長：永藤堺市長】

協議第1号及び第2号について、関連事項ですので事務局より一括して説明をお願いします。

【事務局：高橋課長補佐】

協議第1号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会幹事会規程（案）について、ご説明させていただきます。

本規程は、協議会規約第8条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し定めております。

続きまして、協議第2号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会専門部会規程（案）について、ご説明させていただきます。

本規程につきましても、先ほど協議事項第1号でご説明させていただきました幹事会規程と同様に、協議会規約第8条第2項の規定に基づき専門部会の組織及び運営に関し定めております。

<裏面へ>

協議第1号及び第2号について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

【会長：永藤堺市長】

協議第1号及び第2号につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただいたものといたします。

次に、協議第3号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：高橋課長補佐】

協議第3号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会における協議事項（案）について、ご説明させていただきます。

消防組織法第34条におきまして、「広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画である広域消防運営計画を作成するものとする。」と規定されております。広域消防運営計画については、同条第2項におきまして、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、消防本部の位置及び名称、市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項、について定めるものとされています。

本協議会における協議事項としましては、総務省消防庁が示す消防広域化マニュアルのとおり協議事項にあります7項目としております。

1に示す広域化の方式につきましては、協議会規約にも規定しているとおり、地方自治法第252条の14に規定される事務委託を前提とした協議であるため、広域連合や組合方式ではなく事務委託方式の検討を行います。

また、スケジュールとしまして、事務委託を前提としていることや調整・決定及び準備や実行の手順が十分に行える期間の確保等を考慮し、令和3年4月を事務委託開始の目途としております。

2の組織に示す（1）の消防本部につきましては、位置、名称、組織、権限、部隊運用、指令センターについて、それぞれ協議することとしておりますが、事務委託を前提としていることから、消防本部の位置や名称については現状どおりとなるものと思われまます。その他の項目については、広域化によるスケールメリットを最大限生かす検討が必要となります。

（2）の消防署としましては、管轄区域、消防署等の配置などについて、より迅速で効果的な消防サービスの提供が行えるよう協議いたします。

（3）の勤務形態としましては、これまでの両市の消防本部の勤務形態等を踏まえて、どのような勤務形態とするか協議いたします。

（4）の人員配置及び採用計画としましては、広域化後の定員配置、採用計画、職員の配置について協議し、新たな組織体制や業務内容に見合った定員数や職員構成バランス等を分析検討いたします。

3の職員の処遇等ですが（1）の任用から（6）の貸与物品の項目まで大阪狭山市職員の処遇につきまして、協議が必要となります。 <次頁へ>

4の施設整備としまして、消防庁舎や現有の車両資器材の活用やそれらの広域化後の整備について、整備費用の見通しも含めた中長期的な計画について、協議いたします。

(2)の通信施設としましては、119番受信や出動指令等の指令システム及び消防救急デジタル無線等の統合に係る改修について、次期更新整備計画等も見据えて、協議いたします。

5の経費負担等ですが、基準財政需要額や人口の按分による負担割合の算出、初期投資経費や共通経費等の経費種別ごとの負担方法等について、協議いたします。

(2)の財産の取扱いとしましては、広域化前の土地、建物、車両等の財産や施設整備に伴う地方債等の債務をどのように引き継ぐかについて、協議いたします。

(3)の財政計画としましては、将来の人口減少や消防需要の変化等を踏まえ、長期的な視点に立ち、財政シミュレーション等を行い、財政負担について、協議いたします。

6の消防団等との連携確保につきましては、引き続き消防署所と消防団との連携を確保するため、連絡調整担当の配置や通信手段の確保等具体的な方策について、通常時及び災害時含めて協議いたします。

7の防災・国民保護担当部局との連携確保としましては、管内情勢や災害現場状況を逐次把握している消防と大阪狭山市の災害対策本部との連携の確保等について、協議いたします。

以上が協議第3号「協議会における協議事項」の説明となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

【会長：永藤堺市長】

協議第3号につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただけたものといたします。

最後に、協議第4号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：高橋課長補佐】

協議第4号 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会等スケジュール（案）について、ご説明させていただきます。

先程、協議項目のスケジュールでご説明させていただいたとおり、令和3年4月を事務委託開始の目途としております。

本日の第1回協議会開催の後、幹事会及び専門部会において調整・検討を重ね、令和2年2月に第2回協議会を開催する予定でございます。

第2回では、幹事長から幹事会での協議経過及び結果について中間報告を行い、全ての協議事項についてご審議いただけるよう進めたいと考えております。

その結果を踏まえ、令和2年7月の第3回協議会では最終報告を行い、広域消防運営計画素案として、提案できるよう進めたいと考えております。

なお、広域消防運営計画の策定には、パブリックコメントを経ることを予定しております。

<裏面へ>

その後、両市議会での事務委託協議の議決を得ることができれば、規約を締結し、運用開始までの間、市民への周知及び準備にかかる事務調整等を行っていく予定でございます。

以上が協議第4号「協議会等スケジュール（案）について」のご説明となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

【会長：永藤堺市長】

協議第4号につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただいたものといたします。

9 その他

【会長：永藤堺市長】

本日の協議事項は以上でございますが、その他、皆さまから何かご意見等ございましたら、この場でご発言ください。

それでは、その他事務局から何かございますか。

【事務局：高橋課長補佐】

特にございません。

10 閉会

【事務局：古川課長】

それでは、これをもちまして、第1回堺市・大阪狭山市消防広域化協議会を終了いたします。

本日は、慎重なご審議をいただき、どうもありがとうございました。

<以上>